

札幌市体育施設条例の一部を改正する条例案

令和6年（2024年）11月28日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市体育施設条例の一部を改正する条例

札幌市体育施設条例（昭和41年条例第10号）の一部を次のように改正する。

(1) 別表3 1(1)の表個人使用の項中

「		「	
390円		430円	
390円		430円	
390円		430円	
230円		250円	
230円		250円	
230円		250円	
130円		140円	
130円	を	140円	に改め、同表専用使用の項を
130円		140円	
1,950円		2,150円	
1,150円		1,250円	
650円		700円	
5,670円		6,300円	
3,350円		3,700円	
1,670円		1,800円	
」		」	

次のように改める。

専用 使用	アリア マチ ポーツ に使用 する場 合	午前9時から正午 まで	18,500円	最高入場料の60人分。た だし、その額が37,000円 に満たないときは、 37,000円とする。
		午後1時から午後 5時まで	27,700円	最高入場料の70人分。た だし、その額が55,400円 に満たないときは、 55,400円とする。
		午後6時から午後 9時まで	37,000円	最高入場料の100人分。 ただし、その額が74,000 円に満たないときは、 74,000円とする。
		午前9時から午後 5時まで	46,200円	最高入場料の130人分。 ただし、その額が92,400 円に満たないときは、 92,400円とする。
		午後1時から午後 9時まで	64,600円	最高入場料の180人分。 ただし、その額が 129,200円に満たないと きは、129,200円とする。
		午前9時から午後 9時まで	83,200円	最高入場料の240人分。 ただし、その額が 166,400円に満たないと きは、166,400円とする。
	その他 の催物 に使用 する場 合	午前9時から正午 まで	37,100円	最高入場料の60人分。た だし、その額が74,000円 に満たないときは、 74,000円とする。
		午後1時から午後	55,400円	最高入場料の70人分。た

		5時まで		だし、その額が110,800円に満たないときは、110,800円とする。
		午後6時から午後9時まで	73,900円	最高入場料の100人分。ただし、その額が148,000円に満たないときは、148,000円とする。
		午前9時から午後5時まで	92,400円	最高入場料の130人分。ただし、その額が184,800円に満たないときは、184,800円とする。
		午後1時から午後9時まで	129,300円	最高入場料の180人分。ただし、その額が258,400円に満たないときは、258,400円とする。
		午前9時から午後9時まで	166,300円	最高入場料の240人分。ただし、その額が332,800円に満たないときは、332,800円とする。
競技室	アマチュアスポーツに使用する場合	午前9時から正午まで	12,400円	最高入場料の40人分。ただし、その額が24,800円に満たないときは、24,800円とする。
		午後1時から午後5時まで	18,400円	最高入場料の50人分。ただし、その額が36,800円に満たないときは、36,800円とする。
		午後6時から午後9時まで	24,600円	最高入場料の70人分。ただし、その額が49,200円

			に満たないときは、 49,200円とする。
	午前9時から午後 5時まで	30,700円	最高入場料の90人分。た だし、その額が61,400円 に満たないときは、 61,400円とする。
	午後1時から午後 9時まで	43,100円	最高入場料の120人分。 ただし、その額が86,200 円に満たないときは、 86,200円とする。
	午前9時から午後 9時まで	55,300円	最高入場料の160人分。 ただし、その額が 110,600円に満たないと きは、110,600円とする。
その他 の催物 に使用 する場 合	午前9時から正午 まで	24,700円	最高入場料の40人分。た だし、その額が49,600円 に満たないときは、 49,600円とする。
	午後1時から午後 5時まで	36,800円	最高入場料の50人分。た だし、その額が73,600円 に満たないときは、 73,600円とする。
	午後6時から午後 9時まで	49,200円	最高入場料の70人分。た だし、その額が98,400円 に満たないときは、 98,400円とする。
	午前9時から午後 5時まで	61,300円	最高入場料の90人分。た だし、その額が122,800 円に満たないときは、

			122,800円とする。
		午後1時から午後9時まで	86,300円 最高入場料の120人分。 ただし、その額が172,400円に満たないときは、172,400円とする。
		午前9時から午後9時まで	110,500円 最高入場料の160人分。 ただし、その額が221,200円に満たないときは、221,200円とする。
体育室		午前9時から正午まで	6,300円
		午後1時から午後5時まで	9,200円
		午後6時から午後9時まで	12,400円
		午前9時から午後5時まで	15,200円
		午後1時から午後9時まで	21,300円
		午前9時から午後9時まで	27,600円
格技室、柔道室、剣道室、相撲室、弓道室、アーチェリー室、小体育室又はグレートボール場		午前9時から正午まで	5,000円
		午後1時から午後5時まで	7,400円
		午後6時から午後9時まで	9,200円
		午前9時から午後5時まで	12,400円

	午後 1 時から午後 9 時まで	16,500円	
	午前 9 時から午後 9 時まで	21,300円	
重量挙室、トレーニング室又はトレーニングデッキ	午前 9 時から正午まで	2,400円	
	午後 1 時から午後 5 時まで	3,900円	
	午後 6 時から午後 9 時まで	5,000円	
	午前 9 時から午後 5 時まで	6,300円	
	午後 1 時から午後 9 時まで	8,500円	
	午前 9 時から午後 9 時まで	11,100円	
	多目的室	1 室 1 時間につき	
講堂	1 室 1 時間につき		1,500円
小会議室	1 室 1 時間につき		360円
選手控室	1 室 1 時間につき		500円
大会役員室	1 室 1 時間につき		430円
審判控室	1 室 1 時間につき		290円

(2) 別表 3 1 (2) の表中

「		「	
280 円		310 円	
150 円		170 円	
80 円	を	90 円	に改め、別表 3 1 (3) の
1,400 円		1,550 円	
750 円		850 円	

400 円

450 円

表個人使用の項中

580 円		640 円	
280 円		310 円	
140 円		150 円	
2,900 円		3,200 円	
1,400 円	を	1,550 円	に改め、同表コース使用の
700 円		750 円	
5,800 円		6,400 円	
2,800 円		3,100 円	
1,400 円		1,500 円	

4,000 円		4,400 円	
2,000 円	を	2,200 円	に改め、同表専用使用

の項を次のように改める。

専用 使用 場	スケ ート	一般	1 時間 につき	18,400円	最高入場料の16人分。 ただし、その額が 36,700円に満たない ときは、36,700円とする。
		高校生		11,400円	
		中学生以下		5,700円	
平岸 プー ル	50メ ートル	一般	1 時間 につき	36,800円	最高入場料の16人分。 ただし、その額が 82,700円に満たない ときは、82,700円とする。
		高校生		22,700円	
		中学生以下		11,500円	
	25メ ートル	一般	1 時間 につき	18,400円	
		高校生		11,400円	
		中学生以下		5,700円	

その 他の プー ル	一般	1 時間 につき	18,400円	最高入場料の16人分。 ただし、その額が 27,600円に満たないと きは、27,600円とする。
	高校生		11,400円	
	中学生以下		5,700円	
多目的室		1 室 1 時 間につき	1,000円	

(3) 別表3 1(3)の2の表中

780円		860円	
410円		450円	
220円		240円	
3,900円	を	4,300円	に改め、別表3 1(4)の表
2,050円		2,250円	
1,100円		1,200円	

780円	860円
780円	860円
780円	860円
460円	500円
460円	500円
460円	500円
260円	280円
260円	280円
260円	280円
3,900円	4,300円
2,300円	2,500円
1,300円	1,400円
390円	430円



個人使用の項中

390 円
390 円
230 円
230 円
230 円
130 円
130 円
130 円
1,950 円
1,150 円
650 円
5,670 円
3,350 円
1,670 円
390 円
390 円
390 円
230 円
230 円
230 円
130 円
130 円
130 円
1,950 円
1,150 円
650 円
5,670 円
3,350 円
1,670 円

を

430 円
430 円
250 円
250 円
250 円
140 円
140 円
140 円
2,150 円
1,250 円
700 円
6,300 円
3,700 円
1,800 円
430 円
430 円
430 円
250 円
250 円
250 円
140 円
140 円
140 円
2,150 円
1,250 円
700 円
6,300 円
3,700 円
1,800 円

に改め、同

表専用使用の項を次のように改める。

専用 使用 室	一階 競技 室	アマチュアスポーツに使用する場合	午前9時から 正午まで	12,400円	最高入場料の40人分。ただし、その額が24,800円に満たないときは、24,800円とする。
			午後1時から 午後5時まで	18,400円	最高入場料の50人分。ただし、その額が36,800円に満たないときは、36,800円とする。
			午後6時から 午後9時まで	24,600円	最高入場料の70人分。ただし、その額が49,200円に満たないときは、49,200円とする。
			午前9時から 午後5時まで	30,700円	最高入場料の90人分。ただし、その額が61,400円に満たないときは、61,400円とする。
			午後1時から 午後9時まで	43,100円	最高入場料の120人分。ただし、その額が86,200円に満たないときは、86,200円とする。
			午前9時から 午後9時まで	55,300円	最高入場料の160人分。ただし、その額が110,600円に満たないときは、110,600円とする。
	その他の催物 に使用する場 合	午前9時から 正午まで	24,700円	最高入場料の40人分。ただし、その額が49,600円に満たないときは、	

			49,600円とする。
		午後1時から 午後5時まで	36,800円 最高入場料の50人分。ただし、その額が73,600円に満たないときは、73,600円とする。
		午後6時から 午後9時まで	49,200円 最高入場料の70人分。ただし、その額が98,400円に満たないときは、98,400円とする。
		午前9時から 午後5時まで	61,300円 最高入場料の90人分。ただし、その額が122,800円に満たないときは、122,800円とする。
		午後1時から 午後9時まで	86,300円 最高入場料の120人分。ただし、その額が172,400円に満たないときは、172,400円とする。
		午前9時から 午後9時まで	110,500円 最高入場料の160人分。ただし、その額が221,200円に満たないときは、221,200円とする。
2階競技室		午前9時から 正午まで	5,000円
		午後1時から 午後5時まで	7,400円
		午後6時から 午後9時まで	9,200円
		午前9時から 午後5時まで	12,400円

		午後 1 時から 午後 9 時まで	16,500円	
		午前 9 時から 午後 9 時まで	21,300円	
	多目的室	1 室 1 時間につき		1,000円

(4) 別表 3 1 (5) の表中

8,600 円	を	9,500 円	に改め、別表 3 1 (6) の
4,610 円		5,100 円	
2,300 円		2,500 円	

1,500 円	3,000 円	を	1,700 円	3,300 円	に
750 円			830 円		
	450 円			500 円	
	220 円			240 円	
	200 円			220 円	

25,800 円	を	28,500 円	に、
15,000 円		16,500 円	
3,900 円		4,300 円	
12,900 円		14,200 円	
7,400 円		8,200 円	
1,900 円		2,100 円	
640 円		700 円	

改め、別表 3 2 の表中

3,400 円	6,800 円
1,700 円	3,400 円
1,700 円	3,400 円
850 円	1,700 円

3,800 円	7,600 円
1,900 円	3,800 円
1,900 円	3,800 円
940 円	1,900 円

を

に

」

」

「

「

77,400 円
45,000 円
11,700 円
38,700 円
22,200 円
5,700 円
640 円
260 円
150 円
80 円
1,300 円
750 円
400 円
5,670 円
3,350 円
1,670 円
1,700 円

85,400 円
49,600 円
12,900 円
42,700 円
24,500 円
6,300 円
700 円
290 円
170 円
90 円
1,400 円
830 円
440 円
6,300 円
3,700 円
1,800 円
1,900 円

改め、別表 3 3 の表中

を

に、

」

」

「

「

3,400 円	6,800 円
1,700 円	3,400 円
1,700 円	3,400 円
850 円	1,700 円

を

に

3,800 円	7,600 円
1,900 円	3,800 円
1,900 円	3,800 円
940 円	1,900 円

改め、別表3 4の表中

1,500 円	3,000 円	を	1,700 円	3,400 円	に
750 円			850 円		

改め、別表3 5の表中

18,400 円	を	20,300 円	に
18,400 円		20,300 円	
16,800 円		18,500 円	
31,600 円		34,900 円	
35,200 円		38,800 円	
48,400 円		53,400 円	
4,800 円		5,300 円	
9,200 円		10,100 円	
9,200 円		10,100 円	
8,400 円		9,300 円	
15,800 円		17,400 円	
17,600 円		19,400 円	
24,200 円		26,700 円	
2,400 円		2,600 円	
4,600 円		5,100 円	
4,600 円		5,100 円	
4,200 円		4,600 円	
7,900 円		8,700 円	
8,800 円		9,700 円	
12,100 円		13,300 円	
1,200 円	1,300 円		

改め、別表3 6の表中

250円	200円		280円	220円	
2,500円	2,000円		2,800円	2,200円	
1,800円	1,400円		2,000円	1,500円	
2,200円	1,700円		2,400円	1,900円	
2,600円	2,000円		2,900円	2,200円	
3,000円	2,400円		3,300円	2,600円	
1,500円	1,200円		1,700円	1,300円	
38,000円 (高校生に ついては、 33,000円)	28,000円	を	41,900円 (高校生に ついては、 36,400円)	30,900円	に
23,000円	18,400円		25,400円	20,300円	

改める。

(5) 別表4中「テレビ」の次に「その他の動画」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表4の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表3の規定は、この条例の施行の日以後の札幌市体育施設条例第3条第1項の承認に係る使用料について適用し、同日前の同項の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

(理 由)

体育施設の使用料を現状の経常経費を踏まえた適正な額に改定する等のため、本案を提出する。